

別添 1

県税納税通知書等作成業務の内容等説明書

愛媛県（以下「甲」という。）が、受託予定者（以下「乙」という。）に委託する県税納税通知書等作成業務の内容等については、次のとおりとする。

1 業務概要

- (1) 乙は、甲が提供する県税納税通知書、払込書、督促状及び催告書（以下「納税通知書等」という。）のデータ内容を、所定の用紙に印字する。納税通知書等の種類は次のとおりとする。なお、カを除き全てコンビニ及び地方税統一QRコード収納対応とする。
 - ア 自動車税種別割定時課税分納税通知書
 - イ 自動車税種別割定時課税分納税通知書（返戻再送付対応分）
 - ウ 自動車税種別割定時課税分払込書（4月廃車車両減額分）
 - エ 自動車税種別割定時課税分督促状
 - オ 個人事業税定時課税分納税通知書
 - カ 個人事業税定時課税分納税通知書（口座振替分）
 - キ 個人事業税定時課税分督促状
 - ク 催告書（全税目）
- (2) 印字用のデータ（以下「印字データ」という。）は、乙が提供する LGWAN-ASP サービスを使用して甲がアップロードする。
- (3) 乙は、この業務で使用する用紙、封筒及びチラシ等を作成する。
- (4) 乙は、印刷した納税通知書等をカッティング及び同一納税義務者に係る納税通知書等の集約（以下「名寄せ」という。）処理を行ったうえで、(1) ア・イ・エ・オ・キ・クについては所定の封筒への封入封緘を行う。（チラシ等がある場合は、あわせて封入する。）(1) ウについては封入作業を行わない。また、(1) カについては圧着作業を行う。
- (5) 乙は、(4)の封筒およびはがきを、甲が指示する条件に従って仕分け作業を行い、甲が指定する場所に納入する。還元データ等は、乙が提供する LGWAN-ASP サービスを使用して甲がダウンロードできるようにする。
- (6) 乙は、当該業務を正確かつ迅速に行うとともに、秘密の保持及び事故の防止を図るものとする。

2 印字データ等の送受信

- (1) 乙は、次の機能を有する LGWAN-ASP サービスを提供する。
 - ア 甲と乙の間において、印字データ等の送受信（印字データのアップロード及び還元データ等のダウンロード）ができること。
 - イ 乙が提供する LGWAN-ASP サービスにおいて、印字データのための専用メニューが用意されており、ユーザ ID、パスワードによる認証がされていること。
 - ウ アップロードしたデータ及びダウンロードデータは、自動削除および即時対応用

等の手動削除ができること。

(2) 印字データの送信予定は次のとおりとする。

ア	自動車税種別割定時課税分納税通知書	4月中旬頃
イ	自動車税種別割定時課税分納税通知書（返戻再送付対応分）	6月、7月上旬頃
ウ	自動車税種別割定時課税分払込書（4月廃車車両減額分）	5月上旬頃
エ	自動車税種別割定時課税分督促状	6月中旬頃
オ	個人事業税定時課税分納税通知書	8月上旬頃
カ	個人事業税定時課税分納税通知書（口座振替分）	8月上旬頃
キ	個人事業税定時課税分督促状	9月、12月頃
ク	催告書（全税目）	8月、10月、2月頃

3 印刷用紙及び封筒の仕様

(1) 乙は、この業務で使用する納税通知書等、封筒、チラシを作成する。

(2) 納税通知書等のレイアウト調整は、甲、乙が共同で行う。

(3) 封筒の仕様は、納税通知書等のレイアウトに合わせて作成し、封入後のサイズ・重さが、定形郵便物（50g以内）の規格に収まるようにすること。

なお、2(2)における力は圧着はがき想定のため不要とする。

ア 自動車税種別割定時課税分納税通知書

1	愛媛県東予地方局	料金後納（西条局）
2	愛媛県中予地方局	料金後納（松山中央局）
3	愛媛県南予地方局	料金後納（宇和島局）

※ただし、広告を掲載する。

（広告の内容については未定のため、別途指示し調整するものとする。）

イ 自動車税種別割定時課税分納税通知書（返戻再送付対応分）及び

ウ 自動車税種別割定時課税分払込書（4月廃車車両減額分）

アに同じ。※広告は掲載しない。

エ 自動車税種別割定時課税分督促状

料金後納 1種

※ただし、封筒の色を別途指定する。

オ 個人事業税定時課税分納税通知書

料金後納 1種

キ 個人事業税定時課税分督促状 及び

ク 催告書（全税目）

エに同じ。

(4) 封筒については、現行の県税クラウドシステム「pre'xco」の標準仕様では2つ窓を想定しているが、一部封筒においては1つ窓で運用しているため、別途協議し決定する。

(5) 乙は、甲の指示に基づき、納税通知書等、封筒、チラシのデザイン、レイアウトを調整する。

4 印字

- (1) 乙は、甲から受領した印字データを、所定の用紙に印字する。印字プログラムは、乙が作成する。

ア 印字データの仕様

(ア) 共通仕様

項番	項目	仕様
1	ファイル形式	CSV形式(可変長)
2	ファイル名	県コード(2桁)_帳票ID(6桁)_連番(2桁).csv
3	ファイル構成	データレコードのみ。 ※データレコードがない場合は、0件ファイルを作成する。
4	文字コード	UTF-8(BOM無し)
5	文字集合	JISX0213、IBM拡張文字、NEC機種依存文字 (サロゲートペア文字は未使用)
6	区切り文字	カンマ「,」
7	文字列の引用符	ダブルクォーテーション「"」
8	改行コード	LF

(イ) 印刷データ・帳票共通項目

項番	項目	属性	桁数	説明
1	都道府県コード	文字列(半角)	2	都道府県を一意に特定するコードを設定。
2	外部インタフェースID	文字列(半角)	6	外部インタフェース(データ)のレイアウトを特定するためのID(英数字)を設定。
3	帳票ID	文字列(半角)	9	外部委託帳票を特定するためのID(英数)を設定。
4	レコード通番	整数(半角)	7	データ1件ごとに1から連番で設定。
5	事務所コード	文字列(半角)	2	外部委託帳票を振り分けるための事務所コードを設定。
6	電子公印用事務所コード	文字列(半角)	2	県知事または県税事務所長の電子公印を表示するための事務所コードを設定。
7	納税者番号	文字列(半角)	10	納税者番号を設定。
8	送付先カスタマーバーコード	文字列(半角)	20	気付送付先の住所から編集したカスタマーバーコードを設定。
9	送付先郵便番号	文字列(半角)	8	気付送付先の郵便番号を「XXX-XXXX」形式で設定。
項番	項目	属性	桁数	説明
10	送付先住所	文字列(全角)	75	気付送付先の住所(最大25桁×3行)を設定。 ※全角のためバイト数は150byte
11	送付先氏名名称	文字列(全角)	40	気付送付先の氏名名称(最大20桁×2行)を設定。 ※全角のためバイト数は80byte
12	課税番号	文字列(半角)	10	課税番号を設定。

(ウ) その他印刷データの定義仕様

NTTデータの提供するクラウドサービス「pre'xco」の標準的な仕様に準拠する。

イ プログラム等での編集内容

納税通知書等の区分に応じて、甲の指示により以下の処理を行う。

(ア) 郵便区分（郵便集配局等）での仕分け

(イ) 名寄せ枚数による仕分け

(ウ) コンビニ納付用バーコード（GS1-128）及び地方税統一QRコードの生成

(エ) クレジット収納およびMPN対応項目（「収納機関番号」「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」）の印字・印刷

(オ) カスタマーバーコードの生成

(カ) その他、甲が指示した加工・編集

(2) 乙は、印字に際して、甲が指示する内容と納税通知書等の印字位置及び印字内容等が一致していることを確認・照合のうえ、所定の用紙に印字を行う。

(3) 用紙のプリンタへの掛け替え時等に発生するおそれのある印字漏れやテスト印字等による重複印字等には十分注意すること。

なお、テスト印字を行った場合は、乙が外部に流出しないよう責任を持って処分すること。

5 カットニング作業

(1) 乙は、印字が終了した用紙のうち必要なものについて、横ミシン線に沿ってバスター処理をするとともに、スプロケット部分の除去を行う。

(2) カット処理において発生する成果品以外の部分（スプロケット部分等）は、乙が処分すること。

6 名寄せ及び封入封緘

(1) 乙は、印刷した納税通知書等について名寄せ処理を行ったうえで、所定の封筒への封入封緘を行う。現行想定する名寄せ後の封入枚数は次のとおりとする。

1	名寄せ枚数が1枚	(1枚/封筒)
2	名寄せ枚数が2～50枚	(2枚～8、9枚程度(50g以下に収まる数量))
3	名寄せ枚数が51枚以上	(指定物について封入)

※名寄せ枚数のカウント等は乙が行う。

※詳細な方法等については、甲、乙で協議する。

(2) 封緘は、十分に糊付けを行い、容易にはがれることがないようにすること。

(3) 名寄せ誤り、誤封入がないように十分なチェックを行うこと。

(4) 汚損又は破損があった場合、乙は外部に流出しないよう責任を持って処分すること。

(5) チラシ等がある場合は、併せて封入を行うこと。

7 成果品の仕分け及び納入

- (1) 乙は、成果品を納入期日（印字データ送信日から概ね1週間後）までに次の納入場所に搬送する。

- ・愛媛県東予地方局
〒793-0042 西条市喜多川 796 番地 1
 - ・愛媛県東予地方局今治支局
〒794-8502 今治市旭町 1 丁目 4 番地 9
 - ・愛媛県中予地方局
〒790-8502 松山市北持田町 132 番地
 - ・愛媛県南予地方局八幡浜支局
〒796-0048 八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号
 - ・愛媛県南予地方局
〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号
- ※ただし、上記以外の場所を指定する場合がある。

納税通知書・払込書・督促状：3局納入（東予・中予・南予）又は甲が指定する場所
 催告書：支局含む5局納入（東予・今治・中予・八幡浜・南予）又は甲が指定する場所

- (2) 乙は、成果品の搬送にあたって、盗難・紛失等の事故が発生しないための措置を行うこと。

8 委託予定件数

帳票名	委託予定時期	予定件数	チラシ封入数 (名寄せ後の数量)
自動車税種別割定時課税 分納税通知書	4月中旬頃	約 370,000 件	約 306,000 件
自動車税種別割定時課税 分納税通知書（返戻再送付 対応分）	6月上旬頃	約 2,300 件	約 2,200 件
	7月上旬頃	約 600 件	約 500 件
自動車税種別割定時課税 分払込書（4月廃車車両減 額分）	5月上旬頃	約 1,500 件	チラシ封入なし
自動車税種別割定時課税 分督促状	6月中旬頃	約 27,000 件	約 25,000 件
個人事業税定時課税分納 税通知書	8月上旬頃	約 7,000 件	約 7,000 件
個人事業税定時課税分納 税通知書（口座振替分）	8月上旬頃	約 1,500 件	チラシ封入なし
個人事業税定時課税分督 促状	9月頃	約 900 件	約 900 件
	12月頃	約 800 件	約 800 件
催告書（全税目）	8月頃	約 9,000 件	約 7,000 件
	10月頃	約 5,000 件	約 4,000 件
	2月頃	約 2,000 件	約 1,500 件

9 セキュリティ関係

- (1) 4～6業務は、甲が指定した同一の建物内で行うこと。
- (2) 乙は、甲が提供したデータ及び甲に納入する成果品について、防災、盗難等の対策を十分に実施したうえで、厳重に保管すること。
- (3) 当該業務に使用する各部屋への入退室管理を行うこと。
- (4) 当該業務に使用するコンピュータへのアクセス制限を行うこと。
- (5) 甲が必要と認めるときは、乙の作業場所へ随時職員を派遣し、業務等について検査を行う。
- (6) 乙は、当該業務で知り得た個人情報の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

10 印字データ等の送受信テスト

乙は、甲の指定する日までに、LGWAN-ASP サービスを使用して、印字データ等（テスト用）の送受信（印字データのアップロード及び還元データ等のダウンロード）テストを行い、送受信が実施できる状態にすること。

また、乙は、甲の指定する日までに印字された納税通知書を提出し、甲の実施するテストに合格すること。

11 バーコード等読み取りテスト

乙は、甲の指定する日までに各種バーコード及び OCR 読み取りテスト用の納税通知書等を提出し、甲の実施するテストに合格すること。

なお、読み取りテスト時に乙の原因となる不具合が生じた場合、乙は甲の指示に基づき必要な品質改善の措置を早急に取り、納税通知書等を再度提出すること。

12 その他

- (1) 上記業務内容を実施するにあたっての詳細事項は、甲が乙に指示する。
- (2) 甲は、税制改正又は甲の事務処理方法の変更等の事情により、上記業務内容を変更することができる。
- (3) 乙から甲への当該業務を遂行するための合理的かつ経済的な方法の提案のうち、甲、乙協議のうえ採用したものについて、甲は、業務内容の追加、変更を行うことができるものとする。
- (4) 乙は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲

の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。